

ハ安藝、北ハ伯耆、出雲、西北ハ石見ニ接シ、南ハ海ニ至ル、東西凡ソ十三里、南北凡ソ十九里、此國ハ古ヘ國府ヲ葦田郡ニ置キ、安那、深津、神石、奴可、沼隈、品治、葦田、甲奴、三上、惠蘇、御調、世羅、三谿、三次ノ十四郡ヲ管シ、延喜ノ制、上國ニ列ス、明治維新ノ後、安那、深津ノ二郡ヲ合セテ深安郡ト爲シ、品治、葦田ノ二備ヲ合セテ葦品郡ト爲シ、三谿、三次ノ二郡ヲ合セテ雙三郡ト爲シ、三上、奴可、惠蘇ノ三郡ヲ合セテ比婆郡ト爲シ、新ニ尾道市ヲ設ケテ、廣島縣ヲシ之ヲ治セシム、

〔倭名類聚抄五國郡備後吉備乃美〕

〔饅頭屋本節用集天地比備後州〕

〔日本風土記寄語島名備後避臥〕

〔藝藩通志備後國名考〕

吉備の國名は舊事紀に始めて見えたり、曰生吉備兒島、その吉備と名ける義考ふべからず、或曰、其土黍稷を種るによし、黍の訓吉備なる故なりと、又此國を備前備中備後と分けられしことを按るに、安閑天皇本紀に、既に備後國後城屯倉と出、又和銅元年、佐伯宿禰麻呂を備後守とすとあり、前中後三に分けられしこと、いづれの代なりや知るべからず、或人國名考を著し、總國風土記を引て、曰寶龜辛亥、勅して兩國に分ち、靈龜乙卯に分て三國とすと、此説據をしらず、且寶龜靈龜の次第さへ既に差へり、備後を萬葉集には路後みちのしりに作り、和名抄には吉備乃美知乃之利と訓せり、吉備の字或は寸籓岐備、黃薇、黃備など作る、備後を武備志日本考には、避臥ヒクヱに作る、西人の誤聞なるべし、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

路後、深津、島山、暫君、目不見、苦有、